

青森県生活習慣病検診管理指導協議会設置要領

(設置)

- 第1 青森県健康診査管理指導事業実施要綱第4に基づき、青森県における生活習慣病検診の実施方法及び精度管理に関する重要事項を協議するため、青森県生活習慣病検診管理指導協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 前項の規定にかかわらず、協議会は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「がん登録推進法」という。）第18条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）とみなす。

(所掌事務)

- 第2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
- (1) 生活習慣病検診の実施方法及び精度管理に関すること
 - (2) 生活習慣病登録に関すること
 - (3) 検診従事者に対する講習会等に関すること
 - (4) がん登録事業により得られた資料の提供の可否に係る審査等に関すること
 - (5) 合議制機関に対するがん登録推進法の規定による意見聴取事項に関すること
 - (6) その他の必要な事項の検討に関すること

(組織)

- 第3 協議会は、委員20人以内で構成し、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験を有する者（がん、がん医療またはがんの予防に関する学識経験を有する者及び個人情報保護に関する学識経験を有する者を含む。）
 - (2) 保健医療に従事している者
 - (3) 検診に従事している者
 - (4) その他の知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年を超えない範囲において知事が定める。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

- 第4 協議会に会長及び副会長を各1名置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
 - 3 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5 協議会は、必要に応じて知事が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
 - 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 4 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

- 第6 協議会の庶務は、青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課において行う。

附 則

- 1 この要領は、平成6年8月22日から施行する。
- 2 この要領は、平成6年11月22日から施行する。
- 3 この要領は、平成13年6月12日から施行する。
- 4 この要領は、平成15年2月18日から施行する。
- 5 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成20年12月10日から施行する。
ただし、平成20年11月28日から平成21年3月31日の間に委嘱された委員は第3の2及び第6の4の規定に関わらず、任期は平成22年3月31日までとする。
- 8 この要領は、平成22年7月30日から施行する。
- 9 この要領は、平成23年12月13日から施行する。
- 10 この要領は、平成27年10月14日から施行する。
- 11 この要領は、令和6年5月17日から施行する。